

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市花園墓地  
(2) 熊本市小峯墓地  
(3) 熊本市立田山墓地  
(4) 熊本市城山墓園  
(5) 熊本市清水墓園  
(6) 熊本市桃尾墓園  
(7) 熊本市浦山墓園  
(8) 熊本市桃尾霊堂
- 2 指定管理者 熊本市南区江越 1 丁目 14 番 10 号  
株式会社 パブリックビジネスジャパン  
代表取締役 萩原 宣
- 3 指定期間 自 令和 7 年 4 月 1 日  
至 令和 10 年 3 月 31 日

(提出理由)

墓地及び納骨堂の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。